

マナカマイレージポイント取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社名古屋交通開発機構（以下「当社」といいます。）が発行する金銭的価値等を記録することができる IC カード（以下「マナカ」といいます。）の利用者に対して提供するマナカマイレージポイントの内容及び適用条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 マナカマイレージポイントの取扱いについては、この規則の定めるところによります。

- 2 マナカ交通事業者における、マナカを媒体とする乗車券等の交通乗車証票としての利用については、マナカ交通事業者の旅客営業規則等の定めるところによります。
- 3 この規則が改定された場合、以後のマナカマイレージポイントの取扱いについては、改定された規則の定めるところによります。
- 4 この規則に定めのない事項については、法令及びマナカ取扱規則等の定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、マナカ取扱規則第3条に定めるほか、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「マナカマイレージポイント」とは、この規則の規定により付与される、センターポイント及びSF（ポイント）をいいます。
- (2) 「センターポイント」とは、マナカマイレージポイントのうち、センターシステムに記録されるものをいいます。
- (3) 「SF（ポイント）」とは、マナカマイレージポイントのうち、ポイント還元によりマナカに移行されたものをいいます。
- (4) 「ポイント還元」とは、センターポイントをSF（ポイント）に移行することをいいます。

(マナカマイレージポイントの付与)

第4条 マナカマイレージポイントは、各マナカ交通事業者における各月の初日から末日までの間のマナカの利用に対し、各マナカ交通事業者所定の基準に従い付与されます。

- 2 前項の規定に従い付与されたマナカマイレージポイントは、当社にて合算し、マナカ利用月の翌月10日までにセンターポイントとして一括して記録されます。
- 3 マナカ交通事業者は、マナカマイレージポイントの付与基準を予告なく改定することがあります。

(マナカマイレージポイントの効力)

第5条 マナカマイレージポイントは、センターポイントとして記録された時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。

- 2 センターポイントの有効期限はポイント付与日の翌年の応当日の属する月の末日とし、有効期限を経過したセンターポイントは自動的に失効します。
- 3 偽造、変造又は不正に作成されたマナカマイレージポイントを利用することはできません。

- 4 マナカ取扱規則第 12 条の規定によりマナカが失効した場合は、当該マナカのマナカマイレージポイントは、すべて失効します。
- 5 マナカ取扱規則第 19 条の規定によりマナカが無効となった場合は、当該マナカのマナカマイレージポイント（無効となった時より後に付与される予定であったものを含む。）は、すべて無効となります。
- 6 マナカ取扱規則第 25 条の規定によりマナカの払戻しをする場合には、当該マナカのマナカマイレージポイント（払戻し時より後に付与される予定であったものを含む。）は、払戻しと同時にすべて失効するものとします。

（マナカマイレージポイントの確認）

第 6 条 SF（ポイント）の残高及び残高履歴並びにセンターポイントの残高及び当月失効予定ポイント数は、マナカ交通事業者においてマナカを処理する機器（以下「所定の機器」といいます。）により、確認することができます。

- 2 SF（ポイント）残高履歴は、マナカ交通事業者における所定の機器による表示又は印字により、最近の 20 件分（SF（現金）残額履歴を含めた件数とします。）を確認することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合は、表示又は印字による確認はできません。
 - (1) 出場処理がされていない SF（ポイント）残高履歴
 - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときの SF（ポイント）残高履歴
 - (3) マナカ取扱規則第 20 条又は第 21 条の規定によりカードを再発行したときの再発行前の SF（ポイント）残高履歴
 - (4) マナカ取扱規則第 22 条の規定によりカードを交換したときの交換前の SF（ポイント）残高履歴

（マナカマイレージポイントの引継ぎ）

第 7 条 マナカの盗難若しくは紛失等（以下「紛失」といいます。）又は障害による再発行等の場合は、マナカマイレージポイント残高は新たなマナカへ引き継げるものとします。

（ポイント還元）

- 第 8 条 センターポイントは、マナカ交通事業者における所定の機器により還元することができます。
- 2 ポイント還元を行った場合は、センターポイントはその時点の残高（10 ポイント未満の端数を除きます。）が一括して SF（ポイント）に移行されます。ただし、センターポイント残高と SF（ポイント）残高との合計が 20,000 ポイントを超えるときには、ポイント還元後の SF（ポイント）残高が 20,000 ポイントを超えない範囲で、10 ポイント未満の端数を除いて移行されます。
 - 3 センターポイントは、センターシステムに記録された順に SF（ポイント）に移行されます。
 - 4 センターポイントは、現金又は SF（現金）と交換することはできません。
 - 5 他のマナカのセンターポイントをポイント還元することはできません。
 - 6 センターポイントを他のマナカのセンターポイントとすることはできません。

- 7 ポイント還元の取扱いは、その取扱いを行うマナカ交通事業者を問わず1日につき1回までとします。

(SF (ポイント) の取扱い)

第9条 SF (ポイント) は、1ポイント1円相当として10ポイント単位で、マナカ交通事業者において各マナカ交通事業者の定めるところにより旅客運賃等の支払いに充当することができます。

- 2 前項の場合において、マナカにSF (ポイント) 及びSF (現金) のいずれにも残高があるときには、SF (ポイント) が先に充当されます。
- 3 前項の場合において、SF (ポイント) の残高が支払うべき旅客運賃等の額に満たないときは、SF (現金) を不足額に充当します。
- 4 一度SF (ポイント) に移行したセンターポイントは、再びセンターポイントに戻すことはできません。
- 5 SF (ポイント) は、現金又はSF (現金) と交換することはできません。
- 6 SF (ポイント) を他のマナカのSF (ポイント) とすることはできません。

(制限又は停止)

第10条 当社は次に掲げる場合において、マナカ交通事業者におけるマナカの取扱いを制限又は停止することがあります。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力によりマナカの取扱いが困難であると認めた場合
 - (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情によりマナカの取扱いの中止を必要と判断した場合
- 2 前項の規定によるマナカマイレージポイントの制限又は停止に対し、当社及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。

(免責事項)

第11条 紛失により記名式マナカの再発行を行う場合において、再発行整理票発行日までにおける払戻し又はマナカマイレージポイントの利用等で生じた利用者の損害については、当社及び株式会社エムアイシー（以下「当社等」といいます。）並びにマナカ交通事業者はその責めを負いません。

- 2 改札機等の機器障害、輸送障害又は運営上の都合により、やむを得ずマナカが利用できないことによって、当該利用に対するマナカマイレージポイントの付与ができない場合であっても、当社等及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。
- 3 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、やむを得ずセンターポイントが付与できない場合であっても、当社等及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。
- 4 その他、当社等及びマナカ交通事業者の責任に帰すことができない事由から発生した利用者の損害については、当社等及びマナカ交通事業者はその責めを負いません。

(規則の変更)

第 12 条 当社はこの規則を変更することができるものとします。

2 この規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者がマナカマイレージポイントの提供を受けたときは、当社は、利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

附 則 この規則は、平成 23 年 2 月 11 日から施行する。